



休日(祝日)の振替どうしてる?

世の中、運動会シーズンで同時に台風のシーズンでもある。延期、中止はよくあること。問題は、どのように出勤日や休みを振り替えるかということ。この紙面で幾度か取り上げているこのテーマを今回は休日と週休日が重なる日に勤務する場合を中心に考えてみる。

まずは定義から

- ：週休日「勤務時間を割り振らない日のこと。日曜日及び土曜日」
- ：休日「①国民の祝日に関する法律に規定する休日。②12月29日から1月3日までの日。③6月23日(慰霊の日)。④国民の祝日が日曜日に当たるときの月曜日」「職員は、休日には特に勤務することを命ぜられない限り、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない」
- ：時間外勤務手当「正規の勤務時間が割り振られた日の勤務(休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く)の場合125/100(午後10時から午前5時の間は150/100)」「左記以外の日の勤務の場合135/100」「週休日の振替による勤務の場合25/100」
- ：休日勤務手当「休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられて勤務した場合135/100(学校事務職員には予算措置なし)」
- ：休日が週休日に当たった場合の勤務に対しては、時間外勤務手当を支給する(給与条例運用通知第23条関係第5項)
- ：週の始まりは日曜日、終わりは土曜日
- ：勤務時間「月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振る」(休憩時間を除き、1週間について38時間45分)」
- ：勤務を要しない日の振替は、前4週間後8週間の範囲で行う

：週の勤務時間が38時間45分を超える場合、勤務を命ずる必要がある週休日を起算する4週間前の日の前日までに職員へ通知しなければならない。

安易な振替はダメ

特別な勤務形態の職員でなければ、公務員の週休日は土曜と日曜だ。週休日とは、職員の健康を守り疲労を取り除き、職員の自由時間を確保し健康で文化的な生活を維持するために設けられたものだ。だから、安易に週休日に勤務させるものではなく、校務の運営上特別な事由がある場合(授業参観、修学旅行等)に限られる。

振替により新たに週休日とする日は、職員の健康を守るためにできる限り直近の日が望ましく、同一週内での振替が原則だ。

同一週での振替が困難な場合、前4週間後8週間での範囲内で振替をしなければならない。

校長の中には、授業時数を確保したいがために課業期間中での振替を避け、振替日を夏休み、冬休みに集中させればよいと考える人がいるが、これは例外規定の悪用でしかなく、職員の健康維持のためになるべく早く休める日を設定することがこの制度の目的に沿うやり方だ。

週休日と休日が重なった場合

週休日と休日が重なる場合がある。例えば今年の11月23日は、週休日の土曜日であり、勤労感謝の日の休日でもある。

この日に学習発表会を行うケースで考えてみよう。

週休日は勤務を要しない日であり、休日は勤務を要する日だが、それが免除されている日だ。この場合、当該日は週休日扱いが優先となる。

この日に勤務すると週休日としての処理と休日としての処理の両方を考える必要が生じる。

次の3通りの対応の仕方がある。

1) 週休日の振替えのみを行う場合

①週休日の同一週内で振替

週休日の振替え													
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	休日 7H 45M			7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M
3 1 H							3 8 H 4 5 M						

※ 週休日のみ振替えたので土曜日は休日勤務手当 135/100を支給。

②週休日の同一週を超えて振替

週休日の振替え													
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	休日 7H 45M			7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	
3 8 H 4 5 M							3 1 H						

※ 週休日のみ振替えたので土曜日は休日勤務手当 135/100を支給。

※ 休日勤務手当が支払われているので25/100の支給なし。

2) 週休日の振替え・休日の代休指定を行う場合

①週休日の同一週内で振替及び休日の代休指定

週休日の振替え							休日の代休指定						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	休日 7H 45M			7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	
3 8 H 4 5 M							3 1 H						

※ 週休日の振替え・休日の代休指定を行ったので土曜日は時間外・休日勤務手当なし

※ 1日の勤務に対して、週休日の振替えと休日の代休がもらえる。

②週休日の同一週を超えて振替及び休日の代休指定

週休日の振替え							休日の代休指定						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	休日 7H 45M				7H 45M	7H 45M	7H 45M	
4 6 H 3 0 M							2 3 H 1 5 M						

※ 週休日の振替え・休日の代休指定 週38H45Mを超えているので土曜日は25/100支給。

※ 1日の勤務に対して、週休日の振替えと休日の代休及び25/100支給。(一粒で二度おいしい)

3) 週休日の時間外勤務とする場合

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	休日 7H 45M			7H 45M	7H 45M	7H 45M	7H 45M	
4 6 H 3 0 M							3 8 H 4 5 M						

※ 勤務を要しない日の勤務として時間外勤務手当 135/100を支給。

時間外、休日勤務手当との関係

週休日に勤務した場合：週休日には勤務時間が割り振られていないため、週休日に勤務した場合、勤務を要する日と振替をすることで、週休日を確保しなければならない。

これが不可能な場合に、時間外勤務手当を支給する。振替は、同一週に行うことが原則。同一週での振替の場合、時間外勤務手当は支給しない。

同一週外での振替をし週の勤務時間の合計が38時間45分を超える場合には、時間外勤務手当25/100を支給する(正規の勤務時間内ではあるが、週の合計労働時間を超えるため)。

休日に勤務した場合：休日には勤務時間が割り振られており勤務すると、休日代休を与えるか又は休日勤務手当を支給する。

休日勤務手当の対象日：日曜日と祝日が重なった場合、次の日の月曜日が休日となる。日曜日は週休日扱い、月曜日は休日となる。

この日曜日に勤務した場合、日曜日の正規の勤務時間でない時間の勤務には時間外勤務手当を支給する。月曜日の正規の勤務時間の勤務には、休日勤務手当を支給し、月曜日の正規外の勤務には、時間外勤務手当を支給する。

*****まとめ*****

年に数度は、行事を土曜日曜に行うことはよくある。このとき、学校の多数派の教員の要望として、同一週外の振替や給料日を振替休にする事例がよくある。私たちの時間外勤務手当には限りがあり、教員の都合で無駄に費やされることのないよう、制度の理解を深め、主張していこう。